

いじめ防止基本方針

佐渡市立二宮小学校

I いじめ防止対策に関する基本的な方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせる恐れがある。よって、当校では、すべての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を講じる。

2 いじめの定義

当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成25年「いじめ防止対策推進法第2条第1項」より）

[補足]（平成28年度 文科省「問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の手引き」より）

- ① 仲間はずれや無視など、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含む。
- ② 本人が否定する場合が多々あることを踏まえ、確認する。
- ③ アンケートで何らかの訴えがあった場合、「いじめ」という表現が用いられていなくても、児童が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合は、いじめとして認知する。
- ④ いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かの判断は、「心身の苦痛を感じているもの」を限定的に解釈しないよう努める。

（平成26年3月 県教委「いじめ防止基本方針」より）

3 いじめの解消について

- ① 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安とする。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないことを、本人及び保護者に面談等で確認する。

（平成28年度 文科省「問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の手引き」より）

4 基本方針の策定に当たって

- (1) 方針を検討する段階から保護者等の参画を得て、家庭や地域と連携した学校基本方針となるよう努める。
- (2) 学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、策定に際し、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の参加が確保できるよう留意する。
- (3) 策定した基本方針をホームページで公開したり、PTA総会で配付して説明したりするなど、保護者への周知を図る。あわせて、児童や保護者がいじめに関する相談を容易にできるよう、教頭または生活指導主任が相談担当の窓口であることを明確にし、周知を図る。

5 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係諸機関との連携を図りながら、全校体制でいじめの未然防止と早期発見・即時対応に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

II いじめ防止基本施策

1 いじめの未然防止

児童生徒が、よりよい人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、次のような視点からいじめの防止に努める。

- (1) 教育活動全体を通じて、自分と他人を等しく認め合い、お互いの人格を尊重し合える態度を養い、「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。

- (2) 全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、居場所づくりを進めるとともに、児童同士の絆づくりをとおして、自己有用感や充実感を感じられるように努める。
- (3) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、良好な人間関係形成能力を養うため、すべての教育活動をとおした道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (4) 「いじめ防止・中1ギャップ解消プログラム」に沿って、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、児童のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。
- (5) 児童が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、児童による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。
- (6) 「いじめ見逃しゼロスクール」や「深めよう絆 地区の集い」などの取組を推進する。
- (7) 教職員の言動が児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう指導の在り方に細心の注意を払う。
- (8) 常に危機感を持ち、児童を見守るとともに、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善・充実を図る。
- (9) 保護者並びに地域住民や関係諸機関との連携を図り、いじめ防止に資する児童の自主的活動を支援する。
- (10) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるために、保護者・地域住民・関係諸機関に対して道徳の授業公開を実施する。
- (11) 保護者に、いじめをいち早く察知できる方法を知らせる等の啓発活動をする。

2 いじめの早期発見・即時対応のための措置

いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい場合が多いことから、日頃の観察や信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもって、的確に関わり、積極的な認知に努める。

(平成26年3月 県教委「いじめ防止基本方針」より)

- (1) 全校児童に「心の健康チェック」を4～6年生は毎月、1～3年生は年3回実施し、結果を全職員で共有し、きめ細やかにいじめの予兆を捉える。
- (2) 各学級で必要に応じて学級児童全員を対象に個別の「教育相談」を実施する。
- (3) 「カウンセラー派遣事業」を有効に活用し、相談体制を整備する。
- (4) 全職員が危機意識をもって、授業中だけでなく休憩時も児童の巡視・観察に努め、些細な兆候であっても、速やかに情報を共有して対応する。

3 いじめの防止等のための対策に従事する教職員の資質の向上

- (1) いじめの防止等のための対策に関する職員研修を年間研修計画に位置付けて実施する。
- (2) 全教職員がいじめの相談窓口になれるように研修するとともに、いじめの防止等に関する資質の向上を図る。

4 インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、「発信される情報の高度な流通性」「発信者の匿名性」「その他インターネット等を通じて発信される情報の特性」を踏まえて、インターネット等を通じて行われるいじめの防止と、いじめ事案発生時に効果的対応ができるよう、啓発活動に努める。

5 留意事項

- (1) いじめを隠蔽することなく、いじめの実態把握及びいじめに対する適切な措置を講ずる。
- (2) いじめの問題への取組を、保護者、児童、教職員で評価し、評価結果を踏まえて見直し、改善に取り組む。(PDCAサイクルによる)

Ⅲ いじめ防止対策のための組織

1 いじめ不登校対策委員会の設置

(1) 構成員

生活指導主任、校長、教頭、教務主任、養護教諭、当該学年

※ 必要に応じてスクールカウンセラー等

※ 重大な事案発生の場合には佐渡警察署員等

(2) 活動

① アンケート調査及び教育相談に関すること

② いじめ、いじめの疑いの情報収集と記録

③ 教職員間での情報の共有

④ いじめ問題に対する児童・保護者・地域住民の理解を深めること

⑤ いじめ事案発生時の対応

(3) 開催

学期1回を定例会とする。ただし、いじめ事案発生時はその都度開催する。

2 いじめに対する措置

(1) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

(2) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守るとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

(3) いじめの有無を市教委に報告する。必要に応じて子供若者サポートセンターに相談し、連携して取り組む。

(4) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のために、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援をする。

・ 児童への聞き取りは、複数の職員で行う。場合によっては、保護者同席のもとで行う。

・ 加害児童については、保護者に来校を要請し、事実の報告及び指導を行う。

・ 被害児童について、校長・担任が家庭を訪問し、事実を伝えた上で、誠心誠意、謝罪する。

・ いじめを受けた児童や保護者の立場に立って誠意ある対応を常に心がけ、学校としての事実確認の報告と解決に向けた方針を明確に説明する。

・ いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために、必要と認められる場合は保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習できる環境を整える。

・ 被害児童及び加害児童について、その後、継続して様子を観察する。（最低でも3ヶ月を経過するまでは、要観察）

(5) いじめを行った児童への指導並びにその保護者への助言を継続的に行う。

・ いじめは相手の人格を傷つけ、生命も脅かす好意であることを理解させ、自らの責任の重さを十分自覚させる。

・ いじめを行う背景にあるストレス等の要因を把握し、いじめに向かわないように対処できる力を育むよう支援する。

(6) いじめ関係者間における争いを生じさせないように、いじめに係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。保護者の心情を理解することに努め、協力関係を強化し、感情的なトラブルに発展しないように留意する。

(7) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

(8) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、佐渡市教育委員会及び佐渡警察署等と連携して対処する。

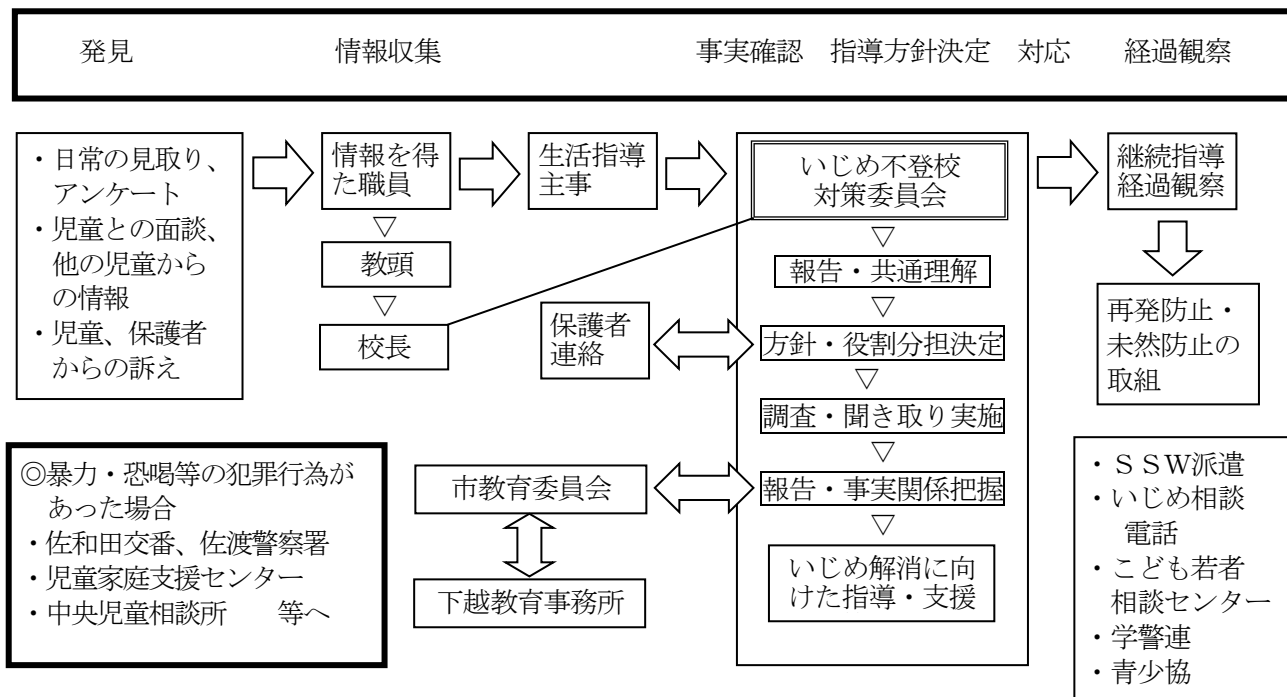
3 年間計画（教育計画に記載）

いじめ防止基本方針に基づき、具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正を実施する。

4 関係機関との連携

いじめ防止等のための対策を適切に行うため、「学校警察等連絡協議会」や「青少年健全育成協議会」等との連携を推進する。

<組織的な対応の流れ>



IV 重大事態への対処

1 重大事態の定義 (平成29年3月 文科省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より)

ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

ウ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき

2 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した旨を、佐渡市教育委員会や関係機関に速やかに報告し、連携して対処する。
- (2) 市教委と協議の上、当該事態に対処する特別組織を設置する。
 - ・「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて、特別組織の構成員を決定する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (4) 上記の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。プライバシーを考慮しつつ、包み隠さず報告し、連携していく。

この基本方針は、いじめに関する法令及び文部科学省、新潟県教育委員会からの関係通知・通達に則り、毎年度見直しを図るものとする。

策定 平成26年11月27日
 平成30年12月7日 一部改訂
 令和2年1月30日 一部改訂
 令和3年4月1日 一部改訂